

令和6年5月21日

白河市教育委員会

5月定例会会議録

令和6年5月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年5月21日(火)
開 会 午後3時
閉 会 午後4時

場 所 白河市役所 全員協議会室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第17号 白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 白河市社会教育委員の委嘱について
- 議案第19号 白河市少年センター運営協議会委員の委嘱について
- 議案第20号 白河市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 白河市大信学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 顕 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 欠席委員 なし

○ 出席説明員

教 育 部 長	佐藤 伸	教 育 総 務 課 長	鈴木 亮
学 校 教 育 課 長	仁科 英俊	生涯学習スポーツ課長	吉田 貴子
中 央 公 民 館 長	松本 美紀	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	和知 秀年	学 校 教 育 課 主 幹	上野 康生

○ 書記

教育総務課総務係長 鈴木 一寿 教育総務課主査 大塩 健一

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 開会】

日程第 1 開 会

○教育長

これより令和 6 年白河市教育委員会 5 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

次に日程第 2 会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により、本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3 書記の指名を行います。書記には教育長において、鈴木教育総務課総務係長、大塩教育総務課主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に日程第 4 教育長報告に入ります。私から、3 点報告申し上げます。

1 点目ですが、今月の 11 日と 18 日の 2 日間で市内すべての小学校で運動会が実施されました。また、中学校でも 15 日に市の陸上競技場で県南中体連陸上大会が開催されました。観客の制限がなく、保護者の前で小学生も中学生もはつらつと競技しておりコロナ不安がなくなったことを実感したところです。

2 点目ですが、今年度より小学校の教科書が新しく替わりましたが、次年度は中学校で新しくなります。小学校の時と同様に、文部科学省の検定を経た新しい教科書が教科ごとに数種類あり、どの教科書を使用するのか採択することとなりますが、教科書採択地区協議会における協議の結果に基づき、教科の種目ごとに同一の教科書を採択することとなりますので、よろしく申し上げます。

3 点目ですが、5 月 7 日に福島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会があり、高橋頭教育長職務代理者が総会の場において、福島県市町村教育委員会連絡協議会の副会長として選出されるとともに、北條睦子委員が功労者として表彰されましたことをご報告いたします。

以上であります。

日程第5 議 事

○教育長

次に日程第5議事に入ります。それでは議案第17号「白河市語学指導を行う外国青年の就業等に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案書1ページをご覧ください。いわゆるALTの勤務に関する規則を改正するものになります。2ページをご覧ください。改正の理由ですけれども、令和6年4月1日より、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようになりましたが、同身分であるALTについては、国から、JETプログラム参加に対する運用についての通知があつて、勤勉手当は支給しないこととされておりますので、勤勉手当を支給しないようにするために改正をすること。それが一つと、あとは市の職員の夏季休暇の取得期可能期間が、従来の「7月から9月まで」から「6月から10月まで」に拡大されましたので、ALTも同様の運用をするための改正をするものになります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○沼田委員

この勤勉手当っていうのは、本来何につく手当なんですか。

○学校教育課長

いわゆるボーナスです。

○沼田委員

その代わりに何か別な手当がつくとかそういったこともないんでしょうか。

○学校教育課長

はい。基本的にここに書かれてるとおり、それについての手当は特につきません。

○沼田委員

こういうふうに国で決められているので、もうこれはどうしようもないことだと思うんですけど、個人的には円安の影響で外国人の先生がこちらで働いてくれなくなるんじゃないかっていう、そういう心配をちょっとしたものですから、こういった質問をさせていただきました。何かもし白河市でつけられるものがあれば、つけてあげたらいいんじゃないのかなんて、勝手にちょっと思ってみました。ありがとうございます。

○北條委員

「7月から9月」が「6月から10月」になったんですけれども、外国の方はよく6月辺りからお休みになるので、そういうものに合わせたんでしょうか。なぜ6月に前倒しになったのでしょうか。

○学校教育課長

J E Tを中心に変えたわけではなく、市の職員の期間がこのように変わりましたので、それに合わせたかたちになりました。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第17号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号「白河市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案書4ページをご覧ください。白河社会教育委員について、白河市社会教育委員に関する条例第3条の規定により、次のとおり委嘱をするものであります。新たに委嘱する方は、白河市PTA連絡協議会会長鈴木健一氏となっております。任期は、教育委員会定例会議決日から令和8年1月31日までとなっております。発令年月日は本日令和6年5月21日となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第18号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号「白河市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案書5ページをご覧ください。白河市少年センター運営協議会委員について、白河市少年センター条例第4条第2項及び白河市長の権限に属する事務の委任規則第3条第9号の規定により、次のとおり委嘱をするものであります。新たに委嘱する方は、先ほどありましたように、白河市PTA連絡協議会会長の鈴木健一氏となっております。任期は教育委員会定例会議決日から令和6年7月31日までとなっております。発令年月日は、本日令和6年5月21日となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第19号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号「白河市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○健康給食推進室長

議案書6ページをご覧ください。現在の白河市学校給食センター運営委員会の委員の任期が令和6年5月31日までであることから、新たに委員を委嘱しようとするものでございます。白河市学校給食センター運営委員会は、白河市立学校給食センター運営委員会規則第4条第2項の規定によりまして、関係小中学校の校長から選任される第1号委員、各受配校の児童生徒の保護者から選任される第2号委員、学識経験を有する者から選任される第3号委員により構成されておりますが、新たに小田川小学校の渡邊校長他12名の方を委員に委嘱しようとするものです。氏名、所属、住所等は記載のとおりとなっております。任期は、規

則第5条の規定によりまして、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となります。発令は令和6年6月1日、委嘱状の交付は6月に開催予定の運営委員会において行う予定としております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号「白河市大信学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○健康給食推進室長

議案書7ページをご覧ください。現在の大信学校給食センター運営委員会の委員の任期につきましても、令和6年5月31日で満了となることから、新たに委員を委嘱しようとするものであります。白河市大信学校給食センター運営委員会委員は、白河市立学校給食センター運営委員会規則第4条第2項の規定によりまして、関係小中学校の校長からなる第1号委員、各受配校の児童生徒保護者からなる第2号委員、学識経験を有する者から選任される第3号委員の7名により構成されておりますが、新たに大信中学校の亀田校長先生他6名の方を委員に委嘱しようとするものでございます。氏名、所属、住所等につきましては記載のとおりとなっております。任期は規則第5条の規定によりまして、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間。発令は令和6年6月1日、委嘱状の交付につきましては6月開催予定の運営委員会において行う予定となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6「各課所報告」に入りますが、「令和6年度白河市議会6月定例会提案教育委員会関係補正予算について」は、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって非公開として後ほど報告することといたします。それでは行事報告、行事予定について教育総務課から順次報告をお願いします。

(教育総務課長から順次報告)

○教育長

その他各課所からございますか。それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

生涯学習スポーツ課で、ビギナーレベルアップ教室がこれまでも行われてきていますが、今年度新たにバレーボールが加わったのかなっていうふうに思うんですが、これまで行ってきたサッカー、バドミントン、卓球、陸上に加えて、新たな種目を行うということで、これはどういう経緯でこういう競技もやるようになったんでしょうかね。市の方から働きかけたんでしょうか。それとも団体の方からの提案っていったらいいんでしょうかね。地域移行とかと絡めた動きにも繋がるのかな、なんて期待してるものなんですけど、そこら辺のそういう取組みの経緯ということについて、ご存知であればお答え願えればと思います。

○生涯学習スポーツ課長

スポーツ教室に関しては、スポーツ協会の方が企画運営を行っております。相談いただくこともあります、市の方からやってくださいというふうなものは今回していません。

○高橋委員

非常にいい機会かなと思っています。部活動の地域移行のアンケートの中でも、指導者についての子ども達の求める声、それから実際に中学校等で指導している教員の専門的な指導ができる方への期待なんていうところも、アンケートの中に回答があったかなと思うんですね。そういうものを踏まえると、こういう機会があると非常にありがたいかなと思うので、このような取組みが他の競技にも広がってくることをぜひ期待していきたいなと思うので、スポーツ協会の方に「他の種目も増やしていくことはできないでしょうか」なんてことを言ってもらえたらありがたいかななんて思っています。地域移行にすぐは結びつかないと思うんですけども、下支えにはきつくなっていく場だと私は期待しています。

○生涯学習スポーツ課長

今ご指摘ありましたとおり、やっぱりこれから地域移行とかのことを考えていくと、支える指導者っていうものがすごく必要になってくるっていうのは、市としても認識しているところなので、スポーツ協会とも協議しながら、そういった他の種目にも広げられるようにしていきたいと思います。

○瀧澤委員

先日、「中学校の裏山で鹿が死んでいる」って子どもたちが言っているんだっていうふうなことを聞いて、どういうふうに対応すればいいんですかねっていう話になりました。どこに相談すればいいんですかねって聞かれたらば、庁舎かなとは思いますがね。平日だったら庁舎でもいいんでしょうけど。鹿が死んでいるってことは、熊が襲ったのか、病気なのかとか、いろんなことがありますよね。指導者の方は、そこは私有地だから入っちゃだめだよって言っていましたが、もし、そんなところに入って、本当に熊がいたら大変なことになりますし、大信ばかりではなくて、学校で山が近くにあるとか、そういった獣が出るような場所っていうのは、ある程度のマニュアルとか、どこにどういうふうにご相談すればいいのかって決めといた方がいいのかなって思ったのですが、どうでしょうか。

○教育部長

基本的に、鳥獣被害、有害鳥獣駆除の関係ですと、市の農林整備課というところで担当しておりますので、平日であれば、庁舎の方にご連絡いただければ、庁舎事業課から手配がつくと思いますし、また休日であれば、本庁舎代表の電話番号におかけいただければ、日直の方から担当部局の方に繋がるように、連絡網を整備してございますので、ご連絡いただければと思います。ただそれが熊みたいな被害をもたらすような動物なのか、それとも鹿の被害

っていうものなのかによっては、多分対応も違うと思いますし、また鹿の被害が私有地の中にあるということになると、一義的にはその私有地の方の責任において処理をするということもございますので、まずは何かあればご一報いただければと思います。

○瀧澤委員

学校には、こういったことがあった場合に、鳥獣被害の場合は直接市の担当課に連絡するようなかたちでお願いすればいいってことですかね。

○教育部長

市役所の関係部局に直接繋ぐこともありだと思いますし、教育委員会の方にご連絡いただいても、内部的に手配をさせていただくようになるとと思います。いずれでも対応できると思います。

○教育長

今週校長会があるので、例えば学区の裏山に出たとか、そういった場合にどうすべきかとか、どこに一報するのかっていうのは、指示しといた方がいいかもしれませんね。

○教育部長

今教育長からお話いただいたようなかたちで、校長先生方にお示しをしておきたいと思います。

○瀧澤委員

ありがとうございます。危ないですから、そういった部分はやっぱりマニュアルで決めるなどしていた方が、まず間違いないのかなと思います。

○教育長

これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7その他に入ります。各課所の取組や課題などについて、ご意見、ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

○沼田委員

2点ほどお話をさせてください。まず1点目ですが、中学校の夏服への移行期間について質問させていただきます。前にもお伺いをしたと思うんですが、教育委員会で夏服への移行期間というのは決められているのでしょうか。それとも各中学校に任せてあるのでしょうか。

○学校教育課長

教育委員会では決めておりませんので、各学校によって決められていると思います。

○学校教育課主幹

大体6月1日が衣替えの日というふうにして、その前の1週間程度は気候をみながらどっちでもいいよってしているかたちが多いんですが、中央中の生徒が歩いているのを見ると、もうすでにワイシャツで登校している姿もあるので、最近5月といえども30度を超える日があるので、気温に応じては、必ずしも冬服じゃなくてもいいよってというような指導をしているものと思われます。

○沼田委員

ありがとうございます。ちなみに表郷中学校は、去年は6月に入る1週間前から移行期間だったんですね。今年度につきましては、そのまた1週間前倒しになっています。今回このような質問をさせていただいたのは、市役所の方だったりってというのは、5月になればクールビズで、ノーネクタイなのに対して、中学生はいつまで上着を着せておくんだってというような保護者の意見があったので、大人はクールビズでいいのに、何で中学生は制服を着て、学校に行かなくちゃいけないんだみたいな、ちょっとそういう意見があったので、もし決められるのであれば、5月ぐらいからはそういう期間にしてもいいのかなと思いました。もう少し子どもたちの自主性で判断してもいいかなと思いました。

○教育長

校長会でもこういう話が出てるっていうことを話したいと思います。

○沼田委員

2点目ですが、これは私が、年度が始まりまして、各総会だったりとか、そういったものに出た時に感じたことなんですけれども、やっぱり少子化の影響ですが、今物価が上がってるのに対して、PTA会費だったり保護者会費ってのは、学校でなるべく据え置いてくれているんですね。その代わり行事とかが減らされたりとか、できるところはやりましょうみたいな感じになってきてまして、それで思ったのは、この後どんどん少子化になっていって、この前の学校規模適正化検討委員会の話もあったかと思いますが、やっぱり人数が少なくなってくると、いろいろなそういう会費等もあまりなかなか立ち行かなくなるんじゃないかっていうふうに個人的に思ったので、この場でお話しさせていただければと思いました。やりたかった行事ができないとか、あとはなかなか保護者会費を捻出するのも大変だっていう親御さんもいらっしやったり、それが子どもの数が増えれば増えるほど大変だと思うんですけど、その中で、なかなか各家庭は結構苦しい状況にあるっていうことをお伝えしておこうかなということです。

○教育長

賃金が上がるかっていうと、そんなに上がってないのに物価は高いし、だからそう考えてみると、今は本当に難しい、ちょうど今のタイミングなのかなっていうふうな思いがあります。子供たちの活動で大事にしなくちゃならないものもあるだろうし、そこはきちんと考えた上で、取捨選択していかなくてはいけないなっていうふうな思いはあります。貴重な情報ありがとうございます。

○瀧澤委員

先日報道されたことですが、千葉県で教職員が不足しているということで、千葉県と千葉市が補助して給与を上げると。それによって、教員の募集がすごく増えたっていうことでした。こういうのはありだろうなと思って聞いていたんですが、例えば、白河市の方で、頑張っている先生方に多少補助を出すとか、県と協力して補助を出して応募をかけるとか、そういったことって、これからの時代は大事なかなあなんて思いました。

○教育部長

今お話いただいたような、例えば地方公共団体ごとに給与アップを検討することになりますと、教職員の方々は県の採用でございますので、異動もございますから、白河市がどうかっていう取組みは、現実的には難しいかなとは考えます。ただ一方で県の採用ですから、福島県として、例えば地方の給与は地方で決めるっていう原則が今ございまして、県職員の給与は県の人事委員会の方で勧告をします。これは当然に国の人事院勧告に基づいて、各都道府県の人事委員会勧告をします。そこに地方の特色を活かした給与体系っていうのは当然にあるべきだとは思いますが。その中での可能性っていうのは確かにあろうかなというふうに考えます。

○瀧澤委員

先生方って働き方改革っていうけど、何かある意味聖域に近いっていうか、働き方改革は少しは進むでしょうけど、極端には進まないのかなっていうのが、私は見て感じる部分ですし、やっぱり今まで他の人と比べれば、朝から晩まで働いてるわけですよね。それをいきなり働き方改革はもうみんながやってるんだっていうって、極端に直すよりは、どっかで何かこう給与を上げる、他にプラスアルファしてあげるようなものがあるっていうのは、まずあった方がいいんじゃないかって、個人的には思います。ぜひ何かそういったものを検討していただくか、もしくは要望として、部長にお願いしたいと思います。

○学校教育課長

そういう意味では国の方でも、教員は超過勤務手当が馴染まないのも、調整額4%っていうことで出ているんですけど、それを10%にっていう話はちょっと出てきていて、その分だけでも上がるかなっていうところはありますし、あと千葉市の場合は多分政令指定都市に

なっていて、千葉で採用していて、ですから千葉市で独自に給料上げることはできると思うんですけど、これが白河市ってなると、県から給料をもらっているの、白河市だけっていうのは現実的には難しいかなっていうのはあります。

○瀧澤委員

ありがとうございます。無理な要望で大変申し訳ないんですが、おそらく先生方は給与が高いからやるとかっていうそういう感覚ではないんでしょうから、それは分かってるんですけど、なかなか働き方改革っていいですけど、難しいんだろうなというのは、先生方を見ていてすごく感じる部分なので、そんなことを思いました。

○教育長

次に「令和6年度白河市議会6月定例会提案 教育委員会関係補正予算について」の報告に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。

(以下非公開)

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で白河市教育委員会5月定例会を閉会いたします。

【午後4時 閉会】